

集団的自衛権再考

目次

1. 初めに
2. 集団的自衛権とは
3. 日本の自衛権
4. 集団的自衛権行使容認へ
5. 集団的自衛権のメリット・デメリット
 - 5-1 集団的自衛権のメリット
 - 5-2 集団的自衛権のデメリット
6. 論点
7. 参考資料

1. 初めに

2014年7月1日、日本の安全保障は大きな節目を迎えた。集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更が閣議決定されたからだ。この節目に際して、私たちは日本の平和とはどうあるべきか深く考える事となった。

中国の軍事的台頭や北朝鮮の核開発等、日本を巡る安全保障環境は悪化の一途を辿っている。日本が今後も平和を維持していくには、日本周辺の紛争を未然に防ぎ、国際社会の混乱が日本に波及しないように努める必要がある。

そしてその手段の一つとして用いられるのが、安倍内閣が閣議決定した集団的自衛権の行使容認である。

しかし、日本は憲法に規定されている平和主義という理念の下、集団的自衛権の行使を戦後から認めてこなかった。

果たして集団的自衛権の行使は容認されるべきものなのだろうか。

本SPDでは集団的自衛権の行使容認の是非について皆さんに議論してもらいたい。

2. 集団的自衛権とは

個別的自衛権や集団的自衛権と呼ばれる自衛権が初めて明文化された権利として登場したのは国連憲章からである。

国際連合は過去の大戦を反省し、国際平和を実現する事を目的としている。

そのために国連憲章 2 条 4 項に、国家が武力を行使すること、武力によって威嚇することを、禁止している。これを「武力不行使原則」と言う。ただし、一切の武力行使が禁止されている訳ではない。武力行使が禁止されてはいるが、この規定を破り、侵略戦争を起こす国が現れる可能性がある。それに対抗する手段として、「武力不行使原則」について 3 つの例外が認められている。

1 つ目は集団安全保障である。集団安全保障とは、ある国連加盟国が、どこかの国から不法な攻撃を受けた場合には、その他の国連加盟国は一致団結してその被害国を支援する、という考え方である。その「支援」のためには、実際に軍事的な行動を起こす場合もあれば、救援物資や資金の援助にとどまることもある。いずれにせよ国連加盟国はどここの国も仲間であるとの考え方に基づいて、「集団安全保障」という体制をとっている。

しかしこの「集団安全保障」という考え方には大きく二つの問題が存在する。それは

- ・不法な攻撃を受けた場合に、国連が正確な状況を把握し、適切な措置を施すまでに時間がかかる。

- ・常任理事国が拒否権を発動する時がある。その場合、国連は動くことができず、集団安全保障が機能しない。

つまり「集団安全保障」とは、考え方としては理想的でも、時間的な問題や、実際に機能しない可能性があるものなのである。

そこで国連では、そのような場合を想定して国連憲章 51 条を定めている。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛権の固有の権利を害するものではない。」

国連の「適切な処置」が実行されるまでの間、または実行されない場合に武力不行使原則の例外の一つとして「個別的自衛権」を、もう一つとして「集団的自衛権」の行使を国連加盟国全てに認めている。

ここでいう「個別的自衛権」とは、不法な攻撃を受けた国が自衛し、反撃する権利のことをいう。「集団的自衛権」とは、攻撃を受けた被害国を同盟国が共同で防衛する権利のことをいう。

このように「集団的自衛権」という権利は、国連による「集団安全保障」の欠点を補うべく国連加盟国に与えられた「固有の権利」なのである。

3. 日本の自衛権

先に述べた通り自衛権は国連加盟国に認められた正当な権利である。しかし日本はその行使を巡って戦後から議論が繰り返されてきた。なぜなら日本には憲法9条に戦争放棄が記されているからだ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
国の交戦権はこれを認めない

このように憲法9条には戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認という徹底した戦争否定の態度を打ち出している。この憲法の下で武力の行使たる自衛権の発動が認められるのかという議論があった。

これについては、憲法前文と憲法13条に照らして、憲法が自衛権を否定しているとは考えられないと政府は解釈している。

前文 われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する（抜粋）

13条 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

もし日本が外国から攻められたら、国民の生命、自由及び幸福追求の権利は脅かされ、日本人が平和的に生存することができなくなる。だから日本を守るために戦うことは認められている。9条で戦争は放棄したけれども、日本が攻められたときに反撃する個別的自衛権まで放棄したものではないことは、前文や13条を見れば明らかだ。こういう理屈で政府は個別的自衛権については行使が可能であるとしてきた。そしてこれを踏まえた上で自衛権が行使できる要件を定めた武力行使の3要件を制定した。

- ①わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

この要件を満たす限りにおいて日本は自衛権を発動できる。

そしてこの要件を踏まえて、第二次安倍政権以前の政府では集団的自衛権の行使は自衛の措置を超えるものとして行使できないものとしてきた。

4. 集団的自衛権行使容認へ

2014年7月、政府は集団的自衛権の限定的行使であれば認められるとする憲法解釈の変更に踏み切った。政府は集団的自衛権が限定的に容認されるケースを「存立危機事態」と名付けている。存立危機事態の際、「武力行使の新3要件」を満たす限り、集団的自衛権の限定的行使が可能という解釈を示した。

- ①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある
- ②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない
- ③必要最小限度の実力行使にとどまる

今までの解釈では集団的自衛権はあくまで密接な他国を防衛するもので、日本に対しての急迫不正の侵害とは言えず行使ができないとされた。しかし他国に対する武力攻撃が憲法前文と憲法13条の日本国民の平和的生存権と幸福追求の権利を侵害する事に結びつき日本が存立危機事態に陥るのであれば、集団的自衛権を行使しても問題はないという解釈の変更をしたのである。

このように集団的自衛権が全面的に解禁されたわけではなく、「武力行使の新3要件」を満たさなければならない。また、満たした上で国会の承認が必要になる。厳格な規定がなされ、集団的自衛権が行使可能となったのだ。

5. 集団的自衛権のメリット・デメリット

ここまでの説明で集団的自衛権の成り立ちや日本での位置づけを説明してきた。ここでは実際に日本が集団的自衛権を行使することにより、どんなメリット・デメリットがあるのかを紹介する。

5-1 集団的自衛権のメリット

日本や国際社会において抑止力が高まる。

例えば、以前の日本では、北朝鮮が韓国に武力攻撃を行った時、これまで日本は集団的自衛権を行使して韓国を援助することができなかった。しかしそれが可能となったため、北朝鮮は以前より韓国に無謀な攻撃をしにくくなる。

また、中国による南シナ海埋め立てによる、東南アジア諸国との軍事的緊張等の歯止めにもなる。

外交の手段が一つ増え、同盟国との友好関係がより一層強固なものになる。

これからの日本は危機に陥った同盟国を集団的自衛権の行使により援助ができるようになった。同盟国はもしもの時に日本と共同で防衛できることになり、外交面でより一層親密な関係になることが期待される。

5-2 集団的自衛権のデメリット

アメリカの軍事戦略に組み込まれ、戦争に巻き込まれる可能性がある。

ベトナム戦争やイラク戦争のように、アメリカの戦争は必ずしも正しいと言えるものではなかった。アメリカに防衛を深く依存している日本にとって、アメリカの要請をおいそれと断る事はできない。結果、日本は不当な戦争に巻き込まれてしまう可能性がある。

日本を巡る安全保障環境を悪化させてしまう懸念がある。

日本はかつて侵略戦争を起こした事実を反省し、戦後では平和国家として他国の信頼を得てきた。しかし、集団的自衛権行使容認により、日本がまた軍国化するかもしれないという懸念から、逆に安全保障環境を悪化させてしまう危険性がある。

6. 論点

以上の事を踏まえ、今回皆さんに議論していただく論点を発表する。

集団的自衛権の行使を容認すべきか否か

7. 参考資料

読売新聞政治部『安全保障関連法』（2015）信山社

豊下櫛彦・古関彰一『集団的自衛権と安全保障』（2014）岩波書店

芦部信喜『憲法第4版』（2007）岩波書店

長谷部恭男『検証・安保法案』（2015）有斐閣

西修『いちばんよくわかる！憲法9条』（2015）海竜社

石破茂『日本人のための「集団的自衛権」入門』（2014）新潮社

池上彰『日本は本当に戦争する国になるのか』（2015）SB新書

香西茂ほか著『国際法概説第4版』（2001）有斐閣双書

筒井若水『国際法辞典』（1998）有斐閣

政府制作『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）』

（2014）首相官邸 HP